

外国人の受講申込書付表

(一社)日本クレーン協会東海支部では、厚生労働省の通達に基づき、外国人の方の受講については、下記1の通り日本語の理解力を十分有する方についてのみ受け入れています。そのため、今回お申込の外国人の方について、下記1から下記3の事項のいずれかを該当する方を○で囲んでいただき、合わせて下記4の証明・署名欄に事業所の証明と本人の署名をお願いします。

1、日本語の理解力について

日常生活に必要な日本語の理解力のほか、クレーン運転業務、玉掛け作業についての専門的・技術的な事項に関する日本語の理解力を十分有していることが必要です。

[お申込の方は、このような日本語の理解力が、
・十分である ・十分ではない]

2、読上げ試験について（学科会場が半田教習センター開催に限る）

学科試験については、日本語の理解力は十分ではあるが、漢字などを読むことが十分できない人のために、問題を日本語で読み上げ受講者に筆記で解答していただくという読上げ試験の方法もあります。この場合、問題文の説明はいたしません。学科試験の時間は筆記試験と同じです。

[お申込の方は、このような読上げ試験を、
・希望する ・希望しない]
※読上げ試験を希望する場合は、定員がごございますので事前に申し出下さい。

[また、試験問題に関して、ふりがな付の問題を、
・希望する ・希望しない]

3、受付後の受講について

受付後においても、日本語の理解力が十分ではない判断された場合には、受講をお断りすることがあります。

[お申込の方は、このことを、
・了承する ・了承しない]

4、証明・署名欄

下記(2)の外国人申込者は、上記のとおりであり、上記1に記載された日本語の理解力を有するものであることを証明します。

(1) 証明欄
・事業所名

令和 年 月 日作成

・所在地

⑥

・連絡担当者(所属)

(2) 技能講習申込者・署名

・国籍

・在日期間

・氏名